

産業現場等における長期間の実習に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、「神奈川県教育委員会と一般社団法人 神奈川県建設業協会との連携と協力に関する協定書（以下「協定」という。）」第2条2項に基づき、神奈川県立横須賀工業高等学校（以下「甲」という。）、一般社団法人 神奈川県建設業協会横須賀支部（以下「乙」という。）、一般社団法人 横須賀建設業協会（以下「丙」という。）が連携した産業現場等における長期間の実習（以下「長期現場実習」という。）を進める上での必要な事項等を定める。

(長期現場実習の取組)

第2条 甲、乙、丙は、長期現場実習について、互いに協力して取組む
2 長期現場実習における具体的な学習内容については、別に定める。

(費用負担等)

第3条 長期現場実習において、生徒の移動にかかる費用、実習にかかる材料費等は、乙又は丙が負担する。
2 長期現場実習において必要となる機材や材料は、乙又は丙の負担で手配する。
3 第1項に定める費用負担の方法等については、甲、乙、丙で協議し、別に定める。

(安全配慮)

第4条 長期現場実習にあたり、甲、乙、丙は協力し、生徒の安全に十分配慮する。
2 緊急時の連絡体制については、別に定める。

(怪我・事故等への対応)

第5条 甲は、生徒を長期現場実習に対応した保険（以下「生徒加入保険」という。）に加入させる。
2 長期現場実習中に生徒が傷害を負ったり、物品に損害を与えたりした場合は、生徒加入保険により対応する。
3 生徒加入保険で対応できない事案が発生した場合には、甲、乙、丙で協議し、対応する。

(守秘義務)

第6条 甲、乙、丙は、長期現場実習の取組をとおして知り得た個人情報や企業の内部情報等について、第三者に開示・漏洩してはならない。取組終了後においても同様とする。
2 甲は前項に掲げる内容を順守するよう、生徒を指導する。

(覚書の変更)

第7条 甲、乙、丙のいずれかが、覚書の内容の変更を申し出た場合には、甲、乙、丙で協議し、対応する。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期限満了の30日前までに、甲、乙、丙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義等の処理)

第9条 この覚書に定めのない事項は、甲、乙、丙で協議し、定める。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月3日

甲 神奈川県横須賀市公郷町4-10
神奈川県立横須賀工業高等学校 校長

奥戸健一

乙 神奈川県横須賀市日の出町1-2
一般社団法人
神奈川県建設業協会横須賀支部 支部長

永井禎男

丙 神奈川県横須賀市日の出町1-2
一般社団法人
横須賀建設業協会 理事長

永井禎男